

所得税の確定申告、町・県民税申告のお知らせ

【確定申告受付期間】 2月16日(月)～3月16日(月) <土・日・祝日を除く>

役場申告会場での受付に必要なもの

◎全ての方に共通するもの

- 個人番号確認書類（マイナンバーカード又は個人番号通知カード（写）もしくはマイナンバーが記載された住民票（写））
- 通帳等（申告者本人名義の預貯金口座番号が確認できるもの）※還付申告の場合のみ
- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき等（送付されている場合のみ）
- 運転免許証等本人確認ができる書類（マイナンバーカードをお持ちでない方のみ）
※代理でご家族の申告をされる場合は、ご家族の本人確認書類が必要です。
- **利用者識別番号（確定申告の場合）**
※既に利用者識別番号をお持ちの方は申告会場で番号確認ができます。
※町の申告会場でも利用者識別番号の取得は可能ですが、通常の申告受付の他に10分から20分程度時間を要しますので、可能な限り事前に利用者識別番号の事前取得にご協力ください。
パソコン、スマートフォンでも簡単に「利用者識別番号」を取得できます。
国税庁HP利用者識別番号取得ページ（二次元コード）はこちらから→



◎その他申告に必要な主な書類

- 令和7年分の源泉徴収票（給与所得者、年金受給者）
- 収支内訳書（事業所得（営業・農業）、不動産所得のある方）、その他収入がわかるもの
- 社会保険料控除を受ける方は、各種社会保険料控除証明書（国民健康保険税、国民年金保険料等）または各領収書
- 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書（一般・個人年金・介護）、地震保険料控除証明書
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書（要介護認定を受けている方）等
- 医療費控除を受ける方は、令和7年中に支払った医療費控除の明細書
なお、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方は、自己の健康保持増進のため一定の取り組みを行ったことを証明する書類も必要です。
- 寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書又は受領証明書等

◇添付書類の事前作成に協力ください

- 以下の書類は、事前に作成し、ご来場ください。
 - ・医療費控除の明細書
 - ・収支内訳書（事業所得（営業・農業）、不動産所得のある方）
- ※作成されていない場合は、会場において申告の順番が後になります。

◇事前に確認してください

- 役場申告会場では、受付できない申告内容がありますので、事前に町ホームページを確認し、ご来場ください。また、確定申告全般については、国税庁ホームページをご覧ください。

困ったら"税務職員ふたば"にご相談ください



税務職員ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。



スマホでの相談
はこちらから！